

第 21 回

農業委員会総会議事録

平成 25 年 3 月 28 日(木)

幕別町農業委員会

第 21 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 25 年 3 月 28 日（木）午後 2 時 00 分から午後 3 時 50 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（24 名）

会長	25 番	杉坂	達男
会長職務代理者	24 番	谷内	雅貴
委員	1 番	国枝	隆幸
	2 番	香西	浩志
	3 番	齊藤	正孝（遅参）
	5 番	大道	健實
	6 番	小原	喜久雄
	7 番	石川	雅洋
	8 番	尾藤	欣二
	9 番	向井	知己
	10 番	杉本	義昭
	11 番	鯖戸	英明
	12 番	田邊	忠幸
	13 番	高橋	秀樹
	14 番	鬼頭	良市
	15 番	東口	政秋
	16 番	蛭原	一治
	17 番	森	勤子
	18 番	中島	孝
	19 番	白木	孝和
	20 番	岡崎	稔
	21 番	宗廣	武夫
	22 番	加藤	宏
	23 番	齊藤	一男

4 欠席委員（名） なし

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号	平成 24 年度全道農業委員会会長・事務局長研修会について
第 2 号	北海道農業会議第 77 回総会について
第 3 号	担当地区割の一部変更について
第 4 号	農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
第 5 号	農地法第 4 条の規定による許可について
第 6 号	農地法第 5 条の規定による許可について
第 7 号	平成 25 年度農業委員会予算について

5) 議案

- 第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 第4号 現況証明について
- 第5号 平成24年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 第6号 平成25年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について

6) 協議

- 第1号 平成25年度農業委員会活動方針・活動計画の作成協議について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	野坂 正美
忠類支局長	細澤 正典
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
農地振興係主査	檜木 良美
農地振興係主事補	川本 貴士

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しております、ただ今から第21回農業委員会総会を開催いたします。
議長	次に議事録署名委員の指名を行います。会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますが意義ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。それでは、議事録署名委員に17番森委員、18番中島委員をお願いします。
議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、3番齊藤正孝委員より遅参する旨の届出がございましたのでご報告をいたします。
議長	それでは、早速、報告第1号 「平成24年度全道農業委員会会長・事務局長研修会について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。
事務局	報告第1号 「平成24年度全道農業委員会会長・事務局長研修会について」ご報告をさせていただきます。別添、報告第1号資料を配布させて頂いております。去る3月26日、札幌市におきまして北海道農業会議主催の「平成24年度全道農業委員会会長・事務局長研修会」が開催され、杉坂会長と私事務局が出席しました。

研修会では、「平成 25 年度に向けた農業委員会の適正な事務実施について」、「今後の北海道における農地流動化対策のあり方の検討状況について」、「平成 26 年度農業政策と予算に関する要望に関する意見の集約について」及び「女性農業委員の登用の促進と取り組みの経過について」内容の説明がありました。資料 1 ページをお開きください。協議事項の「平成 25 年度に向けた農業委員会の適正な事務実施について」では、農業委員会交付金事業実施要領に基づき、「農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な資料」として、全ての農業委員会において農地基本台帳を整備することとされております。農地基本台帳は特定の法律により整備が義務づけされたものではなく、農業委員会交付金による農地基本台帳を整備することです。現在、政府が平成 26 年度から導入を検討している「日本型直接支払い」において、農地が農地として適正に利用されていることによる国土保全等の多面的機能の維持が期待されていることから、農地に着目した助成制度が想定されているところであります。このことにより、今後、農業委員会が管理している農地基本台帳が活用されることが想定されることから、農地基本台帳の内容と精査の向上が求められております。次に、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について」では、耕作放棄地と農林業センサスにおける耕作放棄地との違いについて明確にするため、平成 24 年に改正を行いました。「耕作放棄地」を「荒廃農地」に名称を変更し、荒廃農地の定義を明確化になりました。次に資料 48 ページをお開きください。協議事項の「今後の北海道における農地流動化対策のあり方の検討状況について」であります。当初、平成 24 年度で農地に関する検討を終える予定でしたが、時間をかけて平成 25 年度に「新たな農地対策に向けた提案を策定」し、国・国会議員等へ要請をしていきたいとの説明がありました。57 ページをお開きください。協議事項の「平成 26 年度農業政策と予算に関する要望に関する意見の集約について」であります。要望・意見の集約につきましては 4 月の地区別会議で意見集約を行い、5 月 21 日の常任会議で要望内容を決定することにしております。現段階では 7 項目であり、内容につきましては今後つめていくとのことであります。77 ページをお開きください。協議事項の「女性農業委員の登用の促進と取り組みの経過について」であります。平成 23 年の統一改選後における全国の女性農業委員は、2 千人を超えました。北海道においては、選挙委員 14 人、選任委員 55 人で 69 人です。今後、女性の能力を積極的に求めており、女性農業委員の登用をお願いしたいとのことであります。詳しくは、資料を、後ほどご覧頂きたいと思います。以上で、研修会の報告とさせていただきます。

議長

報告第 1 号について、何かご意見ご質問等ありませんか。

(発言なし)

議長

ございませんか。発言がないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。

議長

次に、報告第 2 号「北海道農業会議第 77 回総会について」の報告ですが、私の方からご報告申し上げます。

総会は、去る 26 日に札幌市で開催されました。総会議案の写しを配布しておりますのでご覧頂きたいと思います。総会前に農業委員 3 名及び事務局職員 10 名の永年勤続表彰および全国農業新聞普及推進活動 4 団体の表彰がありました。この農業委員の表彰規定では勤続 18 年、職員は 7 年の規定があつてそれぞれの方々が

	表彰を受けました。総会では、議案第 1 号「平成 23 年度北海道農業会議事業報告並びに収支決算の承認について」から議案第 8 号「平成 25 年度北海道農業会議借入金最高限度額及び預入先金融機関の決定について」までの議案審議がなされ、提案されました 8 議案すべてが承認・可決されました。なお、付带的に今回、「TPP に関する緊急決議」が決議されました。この関係については 16 ページから 21 ページについて報告しておりますが、特に反対決議の中で紹介の席上、条件付き反対は出すなという強い意見がありまして、執行部提案の文言が一部訂正されるという場面がありました。条件なしでの反対との強い意見がありましたことを申し添えます。次に事業計画の関係であります、事業推進に係る重点課題としましては、「農地制度改革の着実な実施に向けた取り組み」や「TPP 交渉への対策に向けた取り組み」など、9 項目にわたり北海道農業会議として強く推進していくことになりました。詳しくは、総会議案を、後ほどご覧頂きたいと思います。おおまかに以上が総会の内容であります。
議長	報告第 2 号について、何か質問等あれば受けたいと思います。 (発言なし)
議長	ございませんか。ないようでありますので、以上で報告第 2 号を終わります。
議長	次に、報告第 3 号「担当地区割の一部変更について」を議題といたします。事務局から説明をいたします。
事務局	報告第 3 号「担当地区割の一部変更について」お手元にございます、報告第 3 号の資料をご覧ください。このたび欠員となりました、「忠類朝日地区」、「忠類公親地区」についてそれぞれ忠類朝日地区を小原喜久雄委員、忠類公親地区を岡崎稔委員が地区担当となりますのでご報告いたします。
議長	山田委員の辞任に伴いまして地区割担当を一部変更いたしました。ただ今事務局から報告致しましたとおりでございます。何か質問等ありませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第 3 号を終わります。
議長	次に、報告第 4 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第 4 号 1 番から 9 番の説明をいたします。
事務局	報告第 4 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書 1 ページから 3 ページまでの 9 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第 4 号 1 番から 9 番について、ただ今説明をいたしました。質疑ございま

	せんか。 (発言なし)
議長	ないようですので、以上で報告第4号1番から9番を終わります。
議長	次に、報告第5号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第5号1番から4番の説明をいたします。
事務局	報告第5号「農地法第4条の規定による許可について」。農地法第4条の許可申請について下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書4ページ5ページの、1月29日第19回総会で審議された4件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し、平成25年3月26日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第5号1番から4番を説明いたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	ないようですから、以上で報告第5号1番から4番を終わります。
議長	次に、報告第6号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第6号1番から3番の説明をいたします。
事務局	報告第6号「農地法第5条の規定による許可について」。農地法第5条の許可申請について下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書6ページ、7ページの1月29日第19回総会で審議された3件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し、平成25年3月26日付けで許可をしております。
議長	暫時休憩といたします。 (14:22～14:24 休憩)
議長	それでは休憩を解きます。
議長	報告第6号1番から3番について、ただ今説明をいたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	ないようですから、以上で報告第6号1番から3番を終わります。

議長	次に、報告 7 号「平成 25 年度農業委員会予算について」を議題といたします。事務局から内容の説明を申し上げます。
事務局	報告第 7 号「平成 25 年度農業委員会予算について」。平成 25 年度農業委員会予算について、下記のとおり決定したので報告いたします。内容の説明をさせていただきます。平成 25 年度の予算につきましては、先般の 3 月定例町議会におきまして幕別町の各会計予算が議決しているところでございます。平成 25 年度の農業委員会予算の歳出は 1,652 万 6 千円で前年と比較いたしまして 19 万 1 千円の減となっているところでございます。次に平成 25 年度の農業委員会予算の歳入となります特定財源ですが、道からの負担金・補助金委託金として総額 739 万 1 千円で、その他の収入としまして、農業者年金業務手数料が 130 万円の合計 869 万 1 千円を歳入の特定財源としているところでございます。次に歳出の主な内容といたしましては、1 節報酬が 1,155 万 6 千円で農業委員 25 名分の報酬を計上しているところでございます。9 節旅費が 174 万 7 千円で、農業委員 25 名分の総会や現地調査に係る費用弁償が主なものとなっております。その他、各節には農業委員会の運営と事務に係る経費をそれぞれ計上しているところでございます。以上で報告とさせていただきます。
議長	本農業委員会の平成 25 年度は先日の議会で承認されております。ただ今、報告を申し上げましたが、何かご質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	ございませんか。それではないようですから、ただ今の報告第 7 号については以上で終わりたいと思います。
議長	議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 1 号の 1 番、2 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 1 番、2 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書の 1 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
21 番	この案件につきましては更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定は問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第1号の1番、2番は、原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第1号の3番から6番を説明いたします。
事務局	【議案第1号3番から6番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書の2ページ3ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
5番	これらの案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号の3番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第1号3番から6番は、原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第1号7番、8番を説明いたします。
事務局	【議案第1号7番、8番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
11番	この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組ん

	でいるため、今回の利用権については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号7番8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第1号7番8番は原案のとおり決しました。
議長	次の議案第1号9番から12番は、田邊委員の事案が含まれておりますから、終了するまでご退席をお願いいたします。 (12番 田邊委員退席)
議長	議案第1号9番から12番について、説明をいたします。
事務局	【議案第1号9番から12番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書5ページ6ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
19番	この案件については、本来地区担当委員は田邊委員であります。議事参与に該当することから、私の方からご説明させていただきます。更新の案件でございます。借受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の賃借権については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決いたします。議案第1号9番から12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。議案第1号9番から12番は原案のとおり決しました。 (12番 田邊委員着席)

議長	次に、議案第 1 号 13 番、14 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 13 番、14 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書 7 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
13 番	これらの案件については、更新案件でございます。借受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決いたします。議案第 1 号 13 番、14 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。議案第 1 号 13 番、14 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 1 号の 15 番、16 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 15 番、16 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書 8 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
18 番	この案件は、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決いたします。議案第 1 号 15 番、16 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 15 番 16 番は原案のとおり決しました。
議長	次は、私の案件でありますので、終わるまで退席いたします。代理をお願いいたします。暫時休憩いたします。 (14 : 33～14 : 34 休憩) (25 番 杉坂会長退席)
議長	休憩を解き、次に、議案第 1 号 17 番から 20 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 17 番 20 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 9 ページ 10 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明お願いいたします。
20 番	この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権については問題ないと思います。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決いたします。議案第 1 号 17 番から 20 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 17 番から 20 番は原案のとおり可決されました。議長を交代しますので、暫時休憩します。 (14 : 36～14 : 37 休憩) (25 番 杉坂会長着席)
議長	休憩を解き、次に、議案第 1 号 21 番、22 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 21 番、22 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元でございます別添調査書 11 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
5 番	この案件につきましては、昨年 12 月に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 21 番、22 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 21 番、22 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 1 号 23 番から 28 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 23 番から 28 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添調査書 12 ページから 14 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
12 番	これらの案件については、今月 19 日に利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決いたします。議案第 1 号 23 番から 28 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 23 番から 28 番は原案のとおり決しました。

議長	次に、議案第 1 号 29 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 29 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 15 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
17 番	この案件につきましては、昨年 12 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決いたします。議案第 1 号 29 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 29 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 1 号 30 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 30 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書 15 ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	この案件につきましては、昨年 12 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決いたします。議案第 1 号 30 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 30 番は原案のとおり決しました。
議長	次の案は、東口委員の案件でありまして、終わるまで退席をお願いいたします。 (15 番 東口委員退席)
議長	それでは、議案第 1 号 31 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 31 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 16 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
9 番	本来は東口委員が地区担当委員であります但議事参与に当たりますので、私から説明いたします。この案件につきましては、昨年 12 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決いたします。議案第 1 号 31 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 31 番は原案のとおり決しました。 (15 番 東口委員着席)
議長	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題いたします。議案第 2 号の 1 番を説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第 3 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
5 番	去る 22 日、田邊委員、高橋委員、事務局とで現地を確認しました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳しくは、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 1 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 2 号 2 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 2 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 2 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当農業委員から、補足説明をお願いいたします。
17 番	去る 22 日、田邊委員、高橋委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第 2 号 2 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 2 号 3 番から 5 番を説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 3 から 5 番を議案書をもとに朗読】

事務局	これらの案件は、別添調査書 3 ページから 5 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
2 番	去る 22 日、田邊委員、高橋委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 3 番から 5 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 3 番から 5 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 2 号 6 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 6 番を議案書もとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 6 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
11 番	去る 22 日、田邊委員、高橋委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 6 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 6 番は原案のとおり決しました。

議長	次に、議案第２号７番について、説明をいたします。
事務局	【議案第２号７番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書７ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
14 番	この案件につきましては、大樹町で農業生産法人として農業経営をしております法人が、町内で初めて農地を取得する案件でございます。去る３月２２日に田邊委員、高橋委員、事務局とで確認いたしました周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第２号７番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第２号７番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第２号８番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第２号８番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書８ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
2 番	この案件は所有権です。去る２２日田邊委員、高橋委員、事務局とで現地を確認いたしました周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第２号の８番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号の8番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第2号の9番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号9番を議案書もとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
11 番	去る3月22日田邊委員、高橋委員、事務局とで現地を確認いたしました。また、相川地区については地区担当委員であります大道委員が現地を確認しております。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号9番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。3号1番の説明をいたします。
事務局	【議案第3号1番を議案書もとに朗読】
事務局	議案第3号1番の申請地は、農家住宅の建設に伴う転用でございます。なお、農地区分は第一種農地であります。第一種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の「農業を担うべき者の育成・確保のための施設」として位置づけられた農家住宅への転用であることから、問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査評に記載されておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	ただ今の説明関連で、地区担当農業委員からご報告をお願いいたします。

8 番	この案件につきましては、第 18 回総会の農振除外案件として、昨年 12 月 20 日に現地を確認しております。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑をいたします。ございませんか。 (発言なし)
議長	それでは採決を行います。議案第 3 号の 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第 3 号の 1 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 4 号「現況証明について」を、議題といたします。事務局から議案第 4 号 1 番を説明いたします。
事務局	【議案第 4 号 1 番を議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いします。
14 番	この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月 22 日、田邊委員、高橋委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということで確認を頂いております。詳細につきましては事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 1 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 4 号の 2 番、3 番を説明いたします。
事務局	【議案第 3 号 2 番、3 番を議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いします。

2 番	これらの案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。去る 3 月 22 日、田邊委員、高橋委員、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 2 番、3 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号の 2 番、3 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 4 号の 4 番について、事務局から議案の朗読をいたします。
事務局	【議案第 4 号 4 番を議案書もとに朗読】
議長	それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いします。
11 番	この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 22 日、田邊委員、高橋委員、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということで確認を頂いております。詳細につきましては事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号の 4 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 4 番は原案のとおり決しました。
議長	それでは 3 時 20 分まで休憩をいたします。
	(15 時 10 分～15 時 20 分 休憩)
議長	休憩を解きます。
議長	次に、議案第 5 号「平成 24 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を、議題といたします。事務局より説明をいたします。

事務局	議案第 5 号平成 24 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。「平成 24 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」次のとおり決定したいので、審議を求めます。別添の議案第 5 号の資料をご覧ください。平成 24 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては農林水産省が定めております、農業委員会の適正な事務実施に当該年度の活動に対する点検・評価の検討を毎年 3 月末までに行うこととなっております。その検討結果を踏まえまして、ホームページ等で公表し、地域の農業者から意見及び要望等を募集し、決定することとなっております。本日午前中に開催いたしました三役会議でご協議を頂き、総会に提案を頂いているところでございます。次に内容の説明をさせていただきます。1 ページになりますが、「法令事務に関する点検」といたしまして、「総会等の開催及び議事録の作製」で 4 項目の点検をしております。2 ページから 4 ページは、「事務に関する点検」といたしまして、5 項目の点検をしております。5 ページ、6 ページは遊休農地に関する点検でございます。7 ページ以降につきましては、「促進等事務に関する評価」といたしまして、「認定農業者等担い手の育成及び確保」、「担い手への農地の利用集積」、「違反転用への適正な対応」の 3 項目について点検しております。以上、朗読と内容の説明とさせていただきますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	ただ今事務局から説明のありました内容であります、この報告は農水省に報告をする義務を課せられております。したがって全国どこの農業委員会も報告をするということでもあります。午前中も三役会議においてこの件については報告、承認されたところでございます。それでは質疑を行います。ございませんか。この報告を義務付けられている件につきましては、当農業委員会としてはクリアしているというような内容の報告をするわけですので、お気づきの点があればご意見を頂きたいと思います。特になければこの旨報告したいと思いますがよろしいでしょうか。
	(はい)
議長	それでは以上で議案第 5 号について終わりたいと思います。
議長	次に、議案第 6 号「平成 25 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」を、議題といたします。説明をいたします。
事務局	議案第 6 号「平成 25 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」 平成 25 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について、次のとおり決定したいので審議を求めます。別添議案第 6 号の資料をご覧ください。平成 25 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画につきましては、議案第 5 号の「平成 24 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と同様に農林水産省が定めております、「農業委員会の適正な事務実施」に次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を毎年 3 月末までに行うこととなっております。「平成 25 年度の目標とその達成に向けた活動計画」につきましても、ホームページ等で公表し、地域の農業者から意見及び要望等を募集し決定す

	ることとなっております。また、本日、午前中に開催いたしました三役会議で、ご協議頂き総会に提案させて頂いております。次に内容の説明をさせて頂きます。1 ページになりますが、「法令事務」といたしまして、「遊休農地に関する措置」の活動計画を定めております。次に、2 ページ以降は、「促進等事務」といたしまして、「認定農業者等担い手の育成及び確保」3 ページは「担い手への農地の利用集積」、4 ページは「違反転用への適正な対応」の活動計画を定めているところであります。以上、朗読と内容の説明とさせて頂きますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	ただ今平成 25 年度に向かっての目標、達成に向けてどのような事を行うかという内容の議案であります。これにつきましても先ほど 24 年度分で評価等について検討した内容を持って、25 年度についても同じような方向性を持つということですが、とりわけ、遊休農地の関係については国としても大きな関心事でありまして、これらについては当町にはそのたぐいの農地はないということになっておりますけれども、今後これらが出ないようなことも同時に考えていかなくてはならないということでもあります。以上内容の説明があったところでありますが特にご意見があればご発言ください。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 6 号については本案を原案として提案をしておりますが、この案にそった活動計画でよろしいですか。 【異議なしの声多数】
議長	それでは議案第 6 号は原案のとおり決しました。
議長	次に、協議第 1 号「平成 25 年度農業委員会活動方針・活動計画の作成協議について」を議題といたします。事務局から説明をいたします。 (3 番齊藤委員遅参)
事務局	協議第 1 号「平成 25 年度幕別町農業委員会活動方針・活動計画の作成協議について」。平成 25 年度幕別町農業委員会活動方針・活動計画の作成協議について次のとおり決定したいので協議を求めます。別添協議第 1 号の資料をご覧ください。平成 25 年度農業委員会活動方針・活動計画は毎年総会で協議し、作成をしているところでございます。協議の方法は農政・農地・畜産の三部会に分かれ協議をお願いしているところでございます。平成 25 年度農業委員会活動方針・活動計画案の活動方針は 1 ページに記載してございます。活動計画に関しましては 2 ページ 3 ページに記載しております。事業計画につきましては 4 ページ 5 ページにそれぞれ案を作成しております。今回作成した案を参考にして頂き、ご協議の方をお願いするものでございます。ご協議を頂いたのち、各部会からのご意見を頂き、来月の総会に議案として提案させて頂き、正式決定をする方向でおります。それでは各部会の協議会場ですが、この会場を出まして議員控え室が 3 つのブロックで座れるようになっておりますので、そちらの方で各部会の協議をお願いしたいと思います。また、進行につきましては部会長をお願いしたいと思います。記録

につきましては副部会長にお願いします。以上、朗読と内容の説明とさせていただきますのでよろしくご協議のほどお願い申し上げます。

議長

ただ今説明をいたしましたように、部会の協議を挟んでこの計画を作り上げたいということでもあります。したがって今日内容が詰められるということではなく、4月の総会において決定をするということで、各部会からは色々な提案を頂きたいと思います。また、一昨年からの一部会一研修については協議を重ねて継続されるようお願いをしたいと思います。既に農協等の懇談会もされ、終えられた部会もありますが、我々の任期は来年の7月まででありますから、この任期中と考えていても結構かと思えます。ぜひとも十分なご協議をお願いしたいと思います。時間ですが45分から再開させて頂きたいと思えます。この間で協議をして頂けるようお願いいたします。なお事務局から示されております活動の内容は資料を参考にしながらお願いしたいと思いますし、振興会の事業もありますのでこれらも含めて検討して頂けるようお願いいたします。暫時、休憩といたします。

(15時32分～15時48分 休憩)

議長

休憩を解き再会します。三部会で協議の結果についてご報告願います。農政部会からお願いいたします。

農政部会

先ほど協議させて頂きましたが、昨年と同じ立場は変えないということで。また、農協の職員との懇談会については形を変えるなりして継続して行っていくたい。

議長

次に、農地部会お願いします。

農地部会

農地部会といたしましても昨年同様に必要に応じて開催します。先ほど会長から話のありました、何か行ってほしいということは三部会で協議して、何か行う方向になったときはその方向に向かっていきたいということで決まりました。

議長

次に、畜産部会お願いします。

畜産部会

畜産部会で協議した結果でございますが、5月上旬の作況調査があるかないか定かではありませんけれども、その時期に合わせて新規就農の実態についての視察研修を三部会合同で実施したいと思います。場所としましては広尾町の状況、管内でも実績が多いことから、どのような受け入れ条件、補助制度をどのように活用しているのか、農協がどのように後押ししているのかということを、事務局にはお手数ですが、調べて頂きまして、実施してまいりたいと思えます。

議長

以上三部会より25年度の活動内容の報告がありました。なお精査して来月の総会に提案することとしたいと思います。何かご質問・意見がありましたらお受けしたいと思います。

(発言なし)

議長

それではないようですから4月に正式議案として提案をいたしますのでご意見を頂戴したいと思います。

議長

以上予定しておりました案件は、全部終了いたしました。以上をもちまして第21回農業委員会総会を閉じたいと思います。